

平成 23 年 1 月 24 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案（平成 22 年 12 月 22 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

No.	該当箇所			コメント (要望・質問・確認等)
	別紙	頁	項目	
1	2	1	財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等	「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等 (以下、「非財務情報」)」は財務諸表の表示等を用いた記載等が経営者評価の対象となるが、財務諸表それ自体の信頼性については、財務諸表作成に至るまでの内部統制によって担保されており、財務諸表数値の要約・抜粋・分解等の作業については、一般的に財務諸表からの転記リスクのみ残存し、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼすことは少ないものと考えられる。そのため、少なくとも非財務情報のうち、関係会社の判定、連結の範囲の決定等、財務諸表の作成における判断に密接に関わる事項 (例えば、「大株主の状況」) 以外の事項については、内部統制の評価対象外とする取扱いを明記していただきたい。
2	2	4 5	関連会社の評価範囲・評価方法	関連会社に対しては、自社の支配が及ばないことから、子会社と同様の評価が行えないといった評価手続上の制約も想定される。関連会社の内部統制は自社の内部統制を構成しないという整理のもと、関連会社については評価範囲を決定する際の対象から除外することを明記していただきたい。
3				関連会社を評価対象とする場合においても、上場している子会社、関連会社あるいは関連会社の親会社が本基準にもとづき内部統制報告書を作成し、監査を受けている場合の取扱いに準じて、「本基準以外に内部統制を評価する上で諸外国における本基準と同等性が認められる基準」にもとづくものについても同様の取扱いとすることを明示していただきたい。
4	2	6	評価範囲 (事業拠点) の決定	当年度の評価範囲については、前年度の財務数値をもって決定し、当年度中の変更管理を条件に当年度の財務数値による事後検証を必要としない事例を明示していただきたい。
5	2	7	評価範囲 (業務プロセス) の決定	当年度の評価範囲については、前年度の財務数値をもって決定し、当年度中の変更管理を条件に当年度の財務数値による事後検証を必要としない事例を明示していただきたい。
6				「連結ベースの売上高等の一定の割合に達している事業拠点を評価の対象とする」ことが、「重要な事業拠点として選定する」ことと同義と解することでよいか。 その場合、(注) の記載事項イ、ロ、ハ等に該当する事業拠点が存在する場合、本年度の「重要な事業拠点」として選定しないことができるが、次年度は「前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っており」に該当しなくなることから、「重要な事業拠点」として再選定 (「重要な事業拠点」が隔年で変動) するという理解でよいか。 または、「重要な事業拠点」として選定はするが、「これに以下② (イに記載する) で記述する、重要性の大きい個別の業務プロセスの評価対象への追加を適切に行うこと」をする必要はなく、それ以外の

No.	該当箇所			コメント（要望・質問・確認等）
	別紙	頁	項目	
				事業拠点と同様に、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセス（リスクが大きい、見積り・予測を伴う、非定型・不規則な取引、等）を個別に評価対象とすれば足りる、と解釈するのか。
7	2	11	全社的な内部統制の運用状況評価の簡素化	前年度の内部統制の運用状況の評価結果の利用の前提条件となる「重要な変化がない」ことの具体的内容について例示していただきたい。
8				全社的な内部統制の有効性は、企業全体として財務報告に係る虚偽の記載および開示が発生するリスクを低減しているか否かで判断されるため、参考 1 で例示されている評価項目単位で不備が発生した場合であっても、企業全体では、全社的な内部統制は有効と判断される場合も想定されるが、前年度において個々の評価項目で不備が発生したものの全社的な内部統制は有効と判断された場合において、前年度の評価結果を継続して利用できる単位（企業、各基本的要素、参考 1 の評価項目ごと等）の取扱いについて例示していただきたい。
9	2	11	全社的な観点で評価すべき決算・財務報告プロセスの取扱いの明確化	実施基準上、「全社的な観点で評価すべき決算・財務報告プロセス」については、全社的な内部統制に準じて、全社的な観点で評価することが求められるが、当該プロセスについても全社的な内部統制に準じて「前年度の評価結果を継続して利用することができる」対象に含まれるか否かについて明示していただきたい。
10	2	14 15	業務プロセスにおける整備・運用状況評価の簡素化	前年度の内部統制の運用状況の評価結果の利用の前提条件となる「重要な変更がない」ことの具体的内容について例示していただきたい。
11	2	15	業務プロセスにおける運用状況評価の簡素化	運用状況評価を実施すべき「一定の複数会計期間」や「実施対象の単位」といった運用上の取扱方法について具体的内容（例えば、「一定の複数会計期間」：3年に一度等の実施、「実施対象の単位」：評価対象の半分ごと・1/3ごと等でのローテーションの実施）を例示していただきたい。
12				「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（改訂案）Ⅱ. 3.（3）④ロ.の（注1）にて明確化されている、業務プロセスに係る内部統制の運用状況のいわゆるローテーション評価について、企業側がこの評価方法を導入した場合でも、監査人による財務諸表監査における内部統制評価において同様のローテーション評価が認められない場合は、監査人による独自のテスト等が必要になり、その部分について企業側の負荷が大きくなる可能性がある。 企業側の内部統制対応効率化の観点からは、監査人による財務諸表監査における内部統制評価についてもローテーションを認める等の監査基準の緩和が望ましい。
13	2	16	I T業務処理統制の運用状況評価の簡素化	運用状況評価を実施すべき「一定の複数会計期間」や「実施対象の単位」といった運用上の取扱方法について具体的内容（例えば、「一定の複数会計期間」：3年に一度等の実施、「実施対象の単位」：評価

No.	該当箇所			コメント（要望・質問・確認等）
	別紙	頁	項目	
			I Tに係る全般統制の評価	<p>対象の半分ごと・1/3 ごと等でのローテーションの実施) を例示していただきたい。</p> <p>本実施基準案では、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、I Tに係る業務処理統制の評価については、過年度の評価結果を継続利用できる旨や複数会計期間に一度の頻度で実施できる旨が明記されたが、I Tに係る全般統制の評価については簡素化措置がとられていない。</p> <p>I Tに係る全般統制の評価についても、整備状況に変更がない場合が多く、また、この評価の負荷も非常に大きいことから、他の統制と同様に継続利用等の効率的な取扱いを認めることとしていただきたい。</p>
14				
15	3	2	経営者が創意工夫した内部統制の評価方法等について、監査人の理解・尊重	監査人は、基準への準拠性に関する必要最小限の意見提示に留め、かつ監査人には、監査および会計の専門家として一定の説明責任があることを基準に明記していただきたい。
16	3	2	中堅・中小上場企業に対する監査人の適切な「指導的機能」の発揮	<p>中堅・中小企業に限らず、大企業においても監査人と経営者の協議において、監査人は、監査および会計の専門家として一定の説明責任があることを基準に明記していただきたい。</p> <p>監査人の「指導的機能の発揮」が、結果として、企業に過度な負担を求めることにならないような配慮も必要であることも留意事項として明示していただきたい。</p>
17	3	13	経営者評価におけるサンプリング評価結果に対する監査人依拠の効率化	経営者が行った評価結果を監査人が監査証拠として利用する場合、監査人は経営者の行った評価結果について評価方法等の妥当性を検証する必要があるが、経営者の評価結果の効率的な利用を促進する観点から、評価方法検討の際の具体的検討事項について例示していただきたい。
18	3	13	経営者評価におけるサンプリング評価結果に対する監査人依拠の効率化	経営者が行ったサンプリングおよび評価結果の利用の前提となる「大きな状況の変化など新たに確認すべき事項」について具体的確認事項を例示していただきたい。

以上